

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第1号）

令和8年6月5日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（19名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 7 番  | 平 山 清 海 | 8 番  | 崎 山 華 英 |
| 9 番  | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝   |
| 11 番 | 島 田 恒   | 12 番 | 片 桐 文 夫 |
| 13 番 | 遠 藤 保 明 | 14 番 | 宮 内 保   |

15番 飯嶋正利

17番 伊藤房代

19番 松木源太郎

16番 宮澤芳雄

18番 木内欽市

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市長        | 米本 弥一郎  | 副市長       | 柴 栄 男   |
| 教 育 長     | 向 後 依 明 | 秘書広報課長    | 寺 嶋 和 志 |
| 行政改革推進課長  | 大八木 利 武 | 総 務 課 長   | 向 後 稔   |
| 企画政策課長    | 榎 澤 茂   | 財 政 課 長   | 池 田 勝 紀 |
| 税 務 課 長   | 多 田 仁   | 市民生活課長    | 齋 藤 邦 博 |
| 環 境 課 長   | 崎 山 博 之 | 保険年金課長    | 大 網 久 子 |
| 健康づくり課長   | 黒 柳 雅 弘 | 社会福祉課長    | 椎 名 実   |
| 子育て支援課長   | 八 馬 祥 子 | こども家庭課長   | 石 橋 康 司 |
| 高齢者福祉課長   | 杉 山 かおる | 商工観光課長    | 加 瀬 弓 子 |
| 農水産課長     | 金 杉 高 春 | 建 設 課 長   | 林 一 美   |
| 都市整備課長    | 飯 島 和 則 | 会 計 管 理 者 | 宮 内 和 美 |
| 消 防 長     | 常世田 昌 也 | 上下水道課長    | 向 後 哲 浩 |
| 教育総務課長    | 飯 島 正 寛 | 生涯学習課長    | 佐 野 唯 生 |
| スポーツ振興課長  | 林 甲 明   | 監 査 委 員 長 | 森 田 貴 久 |
| 農業委員会事務局長 | 金 谷 健 二 |           |         |

---

#### 事務局職員出席者

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 事務局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事務局 次長 | 飯 笹 浩 一 |
|-------|---------|--------|---------|

---

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（宮内 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場の写真撮影を行います。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立しました。

これより令和8年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第2 議長報告事項

○議長（宮内 保） 日程第2、議長報告事項は、報告一覧によりご了解願います。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（宮内 保） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5番、伊藤春美議員、6番、伊場哲也議員、以上の2名を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（宮内 保） 日程第4、これより会期についておはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月25日までの21日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（宮内 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第37号までの37議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長（宮内 保） 日程第5、議案第1号から議案第37号までの37議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について
- 議案第 12 号 財産の取得について（旭市立ひかた椿小学校統合備品 一式）
- 議案第 13 号 財産の取得について（指揮車 1 台）
- 議案第 14 号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 18 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 20 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 21 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 22 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 23 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 24 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 25 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 26 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 27 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 28 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 33 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 34 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 36 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 37 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 令和 7 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 7 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 7 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 4 号 令和 7 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 6 号 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7 号 令和 7 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

---

#### ◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（宮内 保） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 8 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、6 月 3 日に最接近した台風 6 号について申し上げます。天候が崩れる前の 6 月 2 日午後 3 時に災害対策本部を設置し、同日午後 5 時 30 分から自主避難所 4 か所を開設し、最大で 27 名の方が避難しました。市内での大きな被害はございませんでしたが、全国各地で発生している自然災害に対する日々の備えが重要であることを改めて認識したところです。

また、5 月 29 日から気象庁の新たな防災気象情報の運用が開始され、危険度が分かりやすく伝わり、一目で状況を判断して適切な行動ができるよう整理されました。災害時における防災情報や避難指示等についても、引き続き迅速かつ適切に伝達してまいります。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 8 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 2 億 4,100 万円を追加し、予算の総額を 330 億 6,100 万円とするものであります。

議案第 2 号は、令和 8 年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、物価

高騰対策水道基本料金減免事業に伴い、営業収益を9,673万3,000円の減額、営業外収益を同額の増額とするものです。

議案第3号は、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第8号は、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校を統合し、新たに「うなかみ小学校」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合が設置している東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴う規約改正を行うに当たり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第12号及び議案第13号は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第12号は旭市立ひかた椿小学校統合備品を購入することについて、議案第13号は指揮車を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありまし

て、現教育長の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、向後依明氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第15号から議案第17号までの3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、嶋田一豊氏、石毛春夫氏、名須川由香利氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第18号から議案第34号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、石毛秀治氏、伊藤優悦氏、齊藤要氏、渡邊公平氏、林恒男氏、斉藤譲氏、木村悦子氏、加瀬政夫氏、崎山忠志氏、加藤善英氏、渡邊茂氏、高木文英氏、並木孝仁氏、平野修市氏、飯嶋伊千良氏、鈴木京子氏、竹内和江氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第35号から議案第37号までの3議案は、専決処分の承認についてでありまして、議案第35号は旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和7年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和7年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和7年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第4号は、令和7年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、令和7年度旭市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第6号は、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第7号は、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第8号は、議会からの委任による専決処分の報告について、それぞれ報告するものであります。

次に、令和7年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和7年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済は、緩やかに景気が回復している一方で、中東情勢の緊迫化や米国の通商政策の

影響、物価上昇の継続などにより景気を下押しする可能性があることから、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても税収等の自主財源をより確実に確保しつつ、交付金や有利な起債等を活用するとともに、歳出の抑制を図り、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和7年度の一般会計は、概算で歳入総額354億1,200万円、歳出総額336億4,000万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、13億9,000万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した本市独自の支援策について申し上げます。

物価高騰対策臨時特別給付金については、本年3月1日時点で本市に住民登録のある方を対象に、1人当たり1万1,500円の現金給付を行うもので、世帯主名義の金融機関口座に世帯の人数分の金額が振り込まれます。5月28日に振込を開始したところで、8月までの給付完了を目指します。

また、プレミアム率20%付旭市共通商品券は購入予約の申込受付が終了したところです。当せんはがきが届いた方は7月1日から10日までに指定の郵便局での購入となり、商品券の使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間です。なお、まだ数量に余裕があるため、より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう追加募集を実施する予定です。

さらに、上水道を利用している方々や事業所等を対象に、7月から9月の水道料金について基本料金2か月分の4,620円を減免いたします。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、国勢調査について申し上げます。

昨年10月1日を基準日として実施いたしました国勢調査の速報値が先月公表されました。本市の人口は5万9,657人であり、前回調査の2020年と比較しますとマイナス4,088人で、6.41%の減少となりました。

日本全体でも人口減少が進んでいる中、本市においても厳しい数字となりましたが、この結果を重く受け止め、引き続き、本市で暮らすことの魅力を多くの人が享受できるよう、ウェルビーイングの向上が図れるまちづくりを進めてまいります。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農業分野での地域おこし協力隊2名が、本市での独立就農を目指して本年4月から活動を

開始いたしました。市内農業者の下で研修を受けながら、移住者の視点で本市の魅力を発信するなど、地域振興に貢献していただきます。

また、北総台地を中心に、生息域が急速に拡大しているイノシシに対応するため、4月1日に、飯岡地域の上永井・南町の住民と猟友会で構成する旭市鳥獣被害対策実施隊を設置いたしました。今後も地域とさらなる連携を図りながら、農作物への被害対策の強化・推進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

恒例の袋公園桜まつりを4月1日から12日まで開催し、西ため池では夜桜も楽しめるよう、期間中は午後10時までライトアップを行うとともに、水上におけるこいのぼりの掲揚は5月6日まで行いました。

4月4日のイベントは、天候には恵まれませんでしたでしたが、わくわく市場やキッチンカーの出店、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや、桂竹千代さんの寄席など様々な催しが行われ、咲き誇る桜の下で大勢の方が春を楽しんでいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

市営海浜プールは7月18日から8月31日まで、矢指ヶ浦海水浴場については7月18日から8月23日までの開設を予定しており、開設日初日には、恒例のサマーフェスタ in 矢指ヶ浦の開催を予定しています。

また、旭市七夕市民まつりは8月6日、7日に開催を予定しています。

次に、雇用の確保について申し上げます。

雇用対策協議会が主催する、地元企業と来春卒業予定の高校生等とのマッチングを目的とした合同企業説明会は、4月24日に市内企業25社の出展により開催され、高校生を含め285名の参加がありました。地元にも魅力的な企業があることを知っていただく貴重な機会となりました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2026年アジアユース・世界ユース卓球選手権大会日本代表選手選考会 in 旭市が、4月17日から21日までの5日間、総合体育館を会場に行われ、日本トップレベルの選手により熱戦が繰り広げられました。U-15とU-18の代表権を獲得した、それぞれ男女各1名の選手が旭から世界へ羽ばたき、日本代表として活躍されることを期待しております。

千葉県東部五市スポーツ大会は、5月17日に成田市の会場を中心に開催され、5市の交流が深まるとともに、市民の心身の健康につながる大会となりました。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

本年5月から開始した5歳児健康診査は、子どもの発達の特徴を早期に発見し、適切な支援につなげることで保護者の不安解消に努めております。

保育所統合整備事業については、令和7年度末に閉所した旧まんざい保育所の園舎等を解体することとして、本定例会に補正予算を提案し、審議をお願いしております。

保育所DX推進事業については、保護者の利便性の向上や保育現場の業務の効率化を図るため、ICTシステムの導入に向け、公募型プロポーザルの準備を進めているところであります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校再編の進捗状況ですが、令和9年4月開校予定のひかた椿小学校は、校舎などの大規模改造工事が順調に進んでいるところで、予定どおり本年11月の完成を見込んでいます。

(仮称)海上地域小学校の再編については、統合小学校として旭市立うなかみ小学校を設置するため、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。なお、(仮称)海上地域小学校は、令和11年4月の開校に向けて本年5月に準備委員会を設置し、校歌・校章、通学方法及び学校運営などの具体的な協議を開始したところであります。

(仮称)北統合中学校の再編については、代表者会議において承認を得るに至らなかったため、現在、別の方向性について慎重に調査審議を重ねているところであります。

(仮称)旭地域南小学校の再編については、本年7月に富浦小学校と矢指小学校の両校に地域検討会議を設置し、地域に根差した再編となるように広く意見を集約してまいります。

今後も、保護者や地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、子どもたちにとって最善の教育環境が提供できるよう取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち推進について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスは多くの方にご利用いただき、令和7年度の来場者数は約17万人に達し、前年度を上回りました。今後も様々なイベントの開催などを通じて、さらなる利用促進を図り、子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、地域活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

転入者を対象とした定住促進奨励金については、令和7年度は43世帯に2,920万円を支給し、実転入者は99人でありました。

また、若者世帯の定住を目的とする若者世帯住宅取得奨励金は、18世帯に740万円を支給

いたしました。

今後も、移住サポートセンターと連携し、様々な媒体を通じて情報発信を行い、本市への移住・定住の取組を推進してまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

令和7年度のふるさと応援寄附受入額は3億8,368万8,560円となり、前年度から大幅に増加しました。今後もさらなる寄附の増加を目指して、本市の強みである農畜水産物を軸とした返礼品開発の強化に取り組んでまいります。

シティプロモーション推進事業は、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」などの協力を得て、ロケ誘致や撮影支援を積極的に行っており、令和7年度は32件の映画やドラマ等の撮影が実現しました。今後も、本市の魅力や認知度向上、さらにはシビックプライドの醸成に努めてまいります。

幽学の里で米づくり交流事業は、5月2日と6日の2日間、豊かな自然に囲まれた大原幽学遺跡史跡公園で開催いたしました。当日は、県内外から家族連れなど295名が参加し、稲作や大原幽学先生の教えについて学んだほか、実際に田植を体験することで、都市住民と地域との交流を図ることができました。

日本一身近な海づくり推進事業「ぼるぼろ」は、本年度も年3回の開催を予定しており、1回目を6月14日に開催いたします。旭の海を身近に感じることができるレクリエーションやビーチクリーンを中心に様々なイベントに参加いただき、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しているところです。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

南堀之内バイパスは、3月17日に、開通を記念した中和小と干潟中の児童・生徒による通り初めが行われ、全線が供用開始となったところです。

また、銚子連絡道路の整備については、匝瑳市から本市までの約13キロメートルの全区間において用地交渉が進められているところです。

次に、協働・共創の促進について申し上げます。

複雑化する地域課題に対応するため、企業や大学など、民間の持つ専門的な知見やアイデアをまちづくりに生かす、公民連携による取組を推進しております。この取組を加速させるため、民間からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口として、公民連携デスクを本年4月に企画政策課内に設置いたしました。今後は、本デスクを核として民間との協働を積極的に推進し、持続可能なまちづくりと市民サービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

CCDプロジェクトは、ノボノルディスクファーマ株式会社、千葉大学医学部附属病院と、本市が連携して取り組んでまいりましたが、令和7年12月としていた協定期間を延長し、これまでの成果を継承・発展させ、引き続き「住んでいるだけで自然に健幸になれるまちづくり」を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防施設の整備については、地下型耐震性貯水槽を三川ふれあい公園敷地内へ設置するとともに、干潟地域の消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車2台を更新したところ  
です。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

近年、不要となった物品のリユースをアプリで行うサービスが盛んに利用されている中で、3R推進における市民の利便性の向上を図るため、株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を活用した連携を、本年3月から開始したところです。今後も、市民の皆様に積極的に活用していただけるようPRに努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

環境省が推進している国民運動で、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる「デコ活」は、昨年12月に宣言したところであり、自治体や企業、個人等が連携し、日常生活、地域施策、事業活動での温室効果ガス排出削減や、活動の可視化・拡大に向けて、身近でできる取組の発信などの普及啓発を行ってまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（宮内 保） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

議案第1号、議案第12号、議案第13号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 池田勝紀 登壇)

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,100万円を追加し、予算の総額を330億6,100万円とするものです。

第2条は、地方債の変更を行うものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の変更で1事業ございます。児童福祉施設改修事業は、今回の補正で増額を予定しております。保育所統合整備事業に係る起債を追加するもので、限度額を表の左側、補正前の限度額の欄、当初予算額8,070万円に6,340万円を追加し、表の左右中ほど補正後の限度額の欄、1億4,410万円とするものです。

9ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

14款1項1目民生費国庫負担金3,572万円の増は、説明欄1、生活保護費負担金によるものです。こちらは今回補正を予定しております生活保護総務事務費及び生活保護扶助費に対する国の負担金となります。

15款2項4目農林水産業費県補助金201万4,000円の増は、説明欄1、さわやか畜産総合展開事業費補助金によるものです。こちらは今回補正を予定しております、さわやか畜産総合展開事業に対する県の補助金となります。

18款2項1目財政調整基金繰入金1,276万6,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

3目公共施設等整備基金繰入金710万円の増は、今回補正を予定しております保育所統合整備事業の財源として、公共施設等整備基金からの繰入金を計上するものです。

10ページをお願いします。

20款5項5目雑入1億2,000万円の増は、説明欄1、漁業振興基金出捐金によるものです。

今回補正を予定しております漁業振興基金積立金の財源として計上するものです。

21款1項2目民生債6,340万円の増については、先ほど第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページをお願いします。

続いて、歳出について説明いたします。

歳入と同じく、表の左から3列目、補正額の欄になります。

3款3項6目保育所費7,051万5,000円の増は、説明欄1、保育所統合整備事業によるもので、令和7年度末に閉所した旧まんざい保育所の園舎等の解体撤去及び遊具の移設や、昨年度解体した旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下埋設管を撤去するための費用を補正するものです。

4項1目生活保護総務費48万8,000円の増は、説明欄1、生活保護総務事務費によるもので、平成25年度の生活扶助費基準改定におけるデフレ調整の改定率が令和7年6月の最高裁判決で違法と判断されたことを受け、生活扶助費を追加給付することが決定したことから、給付に当たっての郵送料や振込手数料、システム改修の費用を計上するものです。

その下、2目扶助費4,697万6,000円の増は、生活扶助費の追加給付分の補正となります。

12ページをお願いします。

6款1項4目畜産振興費302万1,000円の増は、説明欄1、さわやか畜産総合展開事業によるもので、県の補助事業の追加募集に対し、畜産農家から堆肥散布車の導入要望があり、県との協議が調ったことから補助金を計上するものです。

3項1目水産業総務費1億2,000万円の増は、説明欄1、漁業振興基金積立金によるもので、銚子沖洋上風力発電事業に伴う出捐金を漁業振興基金に積み立てるものです。

歳出の説明は以上となります。

13ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、8年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は6,340万円の増で、内容につきましては先ほど第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和8年度末の現在高見込額は264億3,589万1,000円となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号に入りたいと思います。

議案第12号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

2ページからの説明になります。

取得する財産は旭市立ひかた椿小学校統合備品一式です。本備品は、学校再編に伴い令和9年4月に開校となる、ひかた椿小学校開校準備のため必要となる備品を購入するものです。取得金額は3,025万円。取得の相手方は、千葉市中央区都町二丁目19番3号、株式会社千葉測器代表取締役、中村卓見。納入期限は令和8年12月25日です。

参考までに入札の経過について申し上げます。次ページに参考資料があります。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和8年4月6日に公告し、4月15日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります1者から申込みがありました。4月20日の入札書提出期限までに当該事業者から入札書が提出され、4月21日に開札した結果、株式会社千葉測器が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、4月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は3,999万6,000円、落札率は75.63%でした。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

また続きまして、議案第13号の説明に入ります。

議案第13号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

2ページをお願いします。

取得する財産は指揮車1台です。本車両は旭消防署で使用している同種車両の老朽化に伴い更新するものです。取得金額は2,611万8,233円。取得の相手方は、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社代表取締役、小野寛利。納入期限は令和9年3月31日です。

参考までに入札の経過を申し上げます。3ページに参考資料があります。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和8年4月6日に公告し、4月15日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります1者から申込みがありました。4月20日の入札書提出期限までに当該業者から入札書が提出され、4月21日に開札した結果、平和機械株式会社が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、4月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は2,612万5,000円、落札率は99.97%でした。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第10号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

水道基本料金2か月分の減免に伴い、表中段1目の給水収益が9,673万3,000円の減額となります。

減額分の財源として、表の下から2段目、1目の他会計補助金、一般会計補助金が1,014万8,000円の増額、表の最下段、2目の補助金、千葉県補助金が8,658万5,000円の増額となるものです。減免による給水収益の減額分はそれらの補助金で全額補填されますので、収益的収入は当初予算と同額の17億1,096万2,000円に変更はありません。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表18ページをご覧ください。

この条例は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるもので、旭市公共下水道全体計画に基づき、令和8年2月に下水道法第4条第6項に定める旭市公共下水道事業計画の知事協議及び令和8年3月に都市計画法第63条第1項に定める旭都市計画下水道事業計画変更認可が完了したことに伴い、第3条第3項第1号に規定している計画処理区域面積を「1,010ヘクタール」から「230ヘクタール」に改め、第2号に規定している計画処理人口を「22,200人」から「4,900人」に改め、第3号に規定している計画1日最大処理量を「16,500立方メートル」から「3,650立方メートル」に改めるものです。

なお、本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第14号から議案第34号までについて、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第3号及び議案第14号から議案第34号までの22議案につしまし

て補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国が公布しました「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」におきまして、書面による掲示規制の見直しとして、行政手続法の不利益処分に係る通知について改正があったことから、改正後の行政手続法の規定を踏まえ、旭市行政手続条例についても所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第15条第3項は、不利益処分をしようとする場合の手続である聴聞の通知の方式のうち、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における方式を定めるもので、これまで書面を事務所の掲示場に掲示することで行うことができるとしていたものから、公示の方法によって行うことができると改めるものです。

第4項は、第3項に規定する公示の方法を新たに定めるもので、公示の方法を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、または公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うものと定めるものです。

これは、インターネット等により通知内容を閲覧できるようにするとともに、これまでどおり書面を事務所の掲示場に掲示するか、または事務所に設置したパソコン等によって閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって公示を行うこととするものです。

第16条第1項、第22条第3項、第29条の改正につきましては、第15条第4項の追加等に伴う文言整理となります。

なお、本条例は公布の日から施行するもので、この条例の施行の日以降にする通知について適用し、同日前にした通知については改正前の条例を適用するものになります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同

意を求めるものであります。

教育長に任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの向後依明氏。昭和35年生まれの方です。向後氏は長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、高潔な人柄で、教育に関し深い見識を備えた方であります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第15号から議案第17号までの3議案について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第15号で選任したい方は、旭市三川にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年生まれの方。

議案第16号で選任したい方は、旭市清滝にお住まいの石毛春夫氏、昭和35年生まれの方。

議案第17号で選任したい方は、旭市ニにお住まいの名須川由香利氏、昭和59年生まれの方です。

3名の方は、それぞれ宅地建物取引士、行政経験者、税理士で、固定資産の評価に関し識見を有し、適任の方です。

なお、3氏とも地方税法及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第18号から議案第34号までの17議案について補足説明を申し上げます。

この17議案は、いずれも旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第18号で任命したい方は、旭市米込にお住まいの石毛秀治氏、昭和41年生まれの方。

議案第19号で任命したい方は、旭市萬力にお住まいの伊藤優悦氏、昭和34年生まれの方。

議案第20号で任命したい方は、旭市イにお住まいの齊藤要氏、昭和43年生まれの方。

議案第21号で任命したい方は、旭市蛇園にお住まいの渡邊公平氏、昭和39年生まれの方。

議案第22号で任命したい方は、旭市仁玉にお住まいの林恒男氏、昭和39年生まれの方。

議案第23号で任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの斉藤譲氏、昭和31年生まれの方。

議案第24号で任命したい方は、旭市清和乙にお住まいの木村悦子氏、昭和32年生まれの方。

議案第25号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの加瀬政夫氏、昭和33年生まれの方。

議案第26号で任命したい方は、旭市後草にお住まいの崎山忠志氏、昭和34年生まれの方。  
議案第27号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの加藤善英氏、昭和48年生まれの方。  
議案第28号で任命したい方は、旭市溝原にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年生まれの方。  
議案第29号で任命したい方は、旭市長部にお住まいの高木文英氏、昭和40年生まれの方。  
議案第30号で任命したい方は、旭市泉川にお住まいの並木孝仁氏、昭和33年生まれの方。  
議案第31号で任命したい方は、旭市神宮寺にお住まいの平野修市氏、昭和23年生まれの方。  
議案第32号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの飯嶋伊千良氏、昭和33年生まれの方。  
議案第33号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの鈴木京子氏、昭和31年生まれの方。  
議案第34号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの竹内和江氏、昭和30年生まれの方です。

なお、いずれの方も、農業委員会等に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項及び兼業の禁止について、いずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第14号から議案第34号までの補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第4号、議案第35号から議案第37号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 多田 仁 登壇）

○税務課長（多田 仁） 議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

東日本大震災により、住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合、地方税法では、特例措置として、固定資産税及び都市計画税を6年間減額すると規定されております。本条例は、地方税法による減額後に残る税額を減免するものであります。

今般、地方税法の改正により、対象となる住宅の取得期限が令和9年3月31日までと1年延長されたことから、同様に令和9年3月31日まで延長するものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第3条は、減免の対象となる建て替え住宅等の要件を定めるもので、取得期限を定める第1号中、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものです。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した、旭市税条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の20ページをお願いいたします。

第18条の3は、「納税証明事項」について、第19条は、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」についてそれぞれ定めるもので、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

第33条は、「所得割の課税標準」について定めるもので、特定大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を特定配当等へ追加し、特別徴収の対象とするとともに、引き続き総合課税の対象とするため規定を追加するものです。

第34条の7は、「寄附金税額控除」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正となります。

第36条の2は、「市民税の申告」について、次の21ページにまいりまして、第36条の3の2は、「個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」について定めるもので、いずれも法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

第36条の3の3は、「個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」について定めるもので、公的年金等受給者で所得税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合でも、個人住民税において必要な扶養親族等の情報を把握できるよう、提出義務の範囲を拡大するものです。

22ページをお願いします。

中ほど、第63条は、「固定資産税の免税点」について定めるもので、家屋について、現行

の20万円を30万円に、償却資産について、現行の150万円を180万円にそれぞれ免税点を引き上げるものです。

第80条から、少し飛びまして25ページになります。第91条までは、軽自動車税について定めるもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

続きまして、これ以降は附則の改正となります。

附則第6条は、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」について定めるもので、特例の適用期限を撤廃するものです。

附則第7条の3は、「個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除」について定めるもので、現行の附則第7条の3を削除し、第7条の3の2を新たに第7条の3として条項を整理するとともに、適用年度を5年間延長し、令和25年度までとするものです。

附則第7条の4は、「寄附金税額控除における特例控除額の特例」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正となります。

26ページをお願いします。

附則第8条は、「肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例」について定めるもので、附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するとともに、適用年度を3年間延長し、令和12年度までとするものです。

附則第9条の2は、「個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正となります。

附則第10条の2は、いわゆる、わがまち特例として固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるもので、第3項は、都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に対する特例割合を国の基準に合わせるとともに、当該地域の中から指定された地域において、一定の耐火建築物を整備する事業に係る公共施設等に対する特例を新設するものです。

第10項から次のページ、27ページの第17項までは、再生可能エネルギー発電設備に係る特例割合をそれぞれ拡充するものです。

第26項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の特別特定建築物に対する特例割合を定める条項を新たに整備するもので、割合を3分の1とするものです。

第2項及び第21項は、国の基準に合わせた割合の改正で、同条中のそれ以外の項につきましては、法改正により生じた項ずれを整理するものです。

附則第10条の3は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」について定めるもので、法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

28ページをお願いします。

同条第16項は、改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、法改正により、これまで特別特定建築物のうち劇場・音楽堂等に限定されていた範囲を、国の補助を受けて改修工事を行った一定のものへ適用要件が拡大されたことに伴い改正するものです。

附則第15条の2から次のページ、29ページの第16条の2までは、軽自動車税について定めるもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条項の整理のほか、29ページ中ほど、第16条第2項については、電気自動車等のグリーン化特例の適用年度を2年間延長し、令和9年度までとするものです。

30ページをお願いします。

附則第16条の3は、「上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例」について、附則第16条の4は、「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例」について、附則第17条は、「長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

附則第17条の2は、次の31ページまでまがりますけれども、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例」について定めるもので、適用要件を見直すとともに、特例の適用年度を3年間延長し、令和11年度までとするものです。

31ページの中ほど、附則第18条は、「短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」について、附則第19条は、「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

32ページをお願いします。

附則第19条の3は、「特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」について定めるもので、ビットコインなどの暗号資産の法的位置づけが決済手段から金融商品へと変更されたことに伴い、国内の取扱業者を通じて上場している暗号資産を譲渡した場合、上場株式等の譲渡所得と同様、申告分離課税の対象とするため、規定を整備するものです。

附則第20条は、「先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例」について、附則第20条の2は、「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例」について。次の33ページになります。附則第20条の3は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

34ページをお願いします。

旭市税条例等の一部を改正する条例ですが、こちらは、条例本文の附則とは別に、過去に改正附則により定めたものについて改正が必要となったもので、第6条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

議案第35号については以上でございます。

続きまして、議案第36号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちら専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の35ページをお願いします。

附則第4項から第9項までは、いわゆる、わがまち特例として都市計画税の課税標準の特例を定めるもので、先ほど市税条例の附則第10条の2でご説明したものと同様の改正となります。

第4項は、都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に対する特例割合を国の基準に合わせて改めるとともに、当該地域の中から指定された地域において、一定の耐火建築物を整備する事業に係る公共施設等に対する特例を新設するものです。

附則第5項から第8項までは、法改正に伴い生じた項ずれを整理するもの、第7項は、国の基準に合わせた割合の改正で、附則第9項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の特別特定建築物に対する特例割合を定める条項を新たに整備するものです。

附則第10項は、「改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」について定めるもので、市税条例の附則第10条の3第16項でご説明したものと同様の改正となります。

附則第11項から次の36ページの第21項までは、本附則に第9項が追加されたことに伴う項ずれと法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

議案第36号については以上でございます。

続きまして、議案第37号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の37ページをお願いいたします。

第2条は、「課税額」について定めるもので、第5項に、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金について、課税限度額を3万円と定める規定を追加するものです。

第23条は、「国民健康保険税の減額」について定めるもので、第1項は、子ども・子育て支援金分の課税限度額の設定に伴い規定を追加するものです。

第2号及び第3号は、低所得者世帯の法定軽減の適用対象を拡充するため、軽減判定における所得基準額に加算する1人当たりの額を引き上げるもので、第2号は、5割軽減世帯の加算額を「30万5,000円」から「31万円」に、第3号は、2割軽減世帯の加算額を「56万円」から「57万円」にそれぞれ改めるものです。

第3項第1号は、法改正に伴い条項を整理するものです。

以上で議案第4号及び議案第35号から議案第37号までの補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号から議案第7号までについて、子育て支援課長、ご登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第5号から議案第7号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

「児童福祉法」の一部改正並びに「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本条例の改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可を受けた事業者は現在旭市にはありません。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表4ページをお願いいたします。

第6条、保育所等との連携に関する規定では、これまで原則3歳未満を対象としていた小規模保育事業について、新たに3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴い、連携施設の確保に関する要件等について改めるものです。

第13条、児童対象性暴力等の防止に関する規定では、児童の安全確保の観点から、家庭的保育事業実施者等に対し児童対象性暴力等の防止措置を講ずることが義務化されたため、業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置について新たに規定するものです。

第23条、職員に関する規定では、これまで国家戦略特別区域に限り運用されていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、第2項において、保育者の資格要件に地域限定保育士を加えるものです。

地域限定保育士とは、筆記試験に合格後、実技試験の代わりに講習を受講することで地域限定保育士として登録されるもので、登録後3年間は受験した自治体でのみ保育士として働くことができるものです。3年経過し、一定の勤務経験があれば通常の保育士として全国で働くことができます。千葉県では、令和8年度から試験が実施されます。

5ページをお願いします。

第29条及び第31条、小規模保育事業の職員に関する規定では、同じく資格要件に地域限定保育士を加え、第4項において、保育士数の算定に当たり、看護師等に加え、理学療法士等の専門職1名を保育士とみなす特例の追加と、その場合の保育士による支援体制の確保について規定するものです。

6ページ、第44条及び第47条、事業所内保育事業においても、職員に関する規定について同様の改正を行うものです。

本条例は、公布の日から施行となります。ただし、13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行となります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法の一部改正並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第14条の2、児童対象性暴力等の防止に関する規定を新設し、業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置について規定するものです。

第23条、職員に関する規定では、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の資格要件に

地域限定保育士を追加するものです。

第23条の2、設備及び職員の基準の特例に関する規定を新設し、離島などで子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う事業所が併せて一般型乳児等通園支援事業を行う場合の特例措置について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行となります。

ただし、14条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行となります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部改正により、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本条例改正の対象となる事業は、旭市では保育所と認定こども園となります。

改正内容は、これまで原則3歳未満の保育認定子どもを対象としていた小規模保育事業に、新たに満3歳以上の受入れを可能とする「満3歳以上限定小規模保育事業」を位置づけるとともに、区分認定を「教育認定子ども」、「満3歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」に細分化し、利用定員の設定や運営基準等を明確化するものです。認定区分は施設型給付費の算定や利用者負担額の免除要件を判定する際の根拠であり、条文上で適用対象となる範囲を明確に定義するものです。

主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

第2条、定義に関する規定では、第7号及び第7号の2において、「満3歳未満等小規模保育事業」及び「満3歳以上限定小規模保育事業」を定義し、同条第12号の2から第12号の4では、「教育認定子ども」、「満3歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」の定義を新たに追加するものです。

第13条、利用者負担額等の受領に関する規定では、次の10ページ、第4項第3号において、副食費の提供に要する費用の免除要件について、それぞれの認定区分により規定するものです。

11ページ、第37条、利用定員に関する規定では、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、特定地域型保育事業における利用定員の設定について規定するものです。

13ページ、第51条及び14ページ、第51条の2、特別利用地域型保育の基準に関する規定では、特定地域型保育事業者が教育認定子どもに対して保育を提供する場合の基準について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、議案第9号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 飯島正寛 登壇）

○教育総務課長（飯島正寛） 議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

2ページをお願いします。

本議案につきましては、海上地域小学校の3校統合に伴いまして、本条例第2条の表中、「旭市立鶴巻小学校」、「旭市立滝郷小学校」、「旭市立嚶鳴小学校」の3校を統合して、新しい学校の名称を「旭市立うななかみ小学校」とするものです。

位置につきましては、現在の嚶鳴小学校の旭市高生3610番地となります。

なお、附則の施行期日につきましては、統合小学校の開校予定となる令和11年4月1日とするものであります。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

これまで、地域限定保育士については、国家戦略特別区域における特例制度として運用されていましたが、全国における一般制度として位置づけられたところです。これを受けまして、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員に係る認定資格研修の受講対象者について、地域限定保育士を保育士と同様に取り扱うことができるよう、関係規定を改正するものです。

新旧対照表の17ページをお願いします。

第10条に係る規定について、第3項第1号「保育士」の次に、「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える

ものです。

なお、本条例は、公布の日からの施行となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本議案は、東総地区広域市町村圏事務組合が設置している東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、組合規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

基金廃止に伴う規約の変更内容については、新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表19ページをお願いいたします。

左側、現行の規約で規定しております、第5章、基金の設置、第16条から第18条までを削除するものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号、令和7年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

2ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、昨年度に可決・承認いただきました令和7年度一般会計補正予算におきまして繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は全部で33事業です。

2款1項総務管理費の総務事務費は、PCB廃棄物の処分に当たり、運搬業者の確保に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。

表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は143万2,000円、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、普通財産管理費は、東町都市下水路浄化施設撤去設計業務につきまして、入札不調により年度内の契約が困難となったため、264万3,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和8年9月を予定しております。

次の事業、電算システム運用事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたことと、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修費用につきまして、国の補助金が令和7年度で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は1億5,521万3,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業は、地方創生臨時交付金を活用して市民1人につき1万1,500円を給付するもので、給付の時期が令和8年5月以降となったことから繰り越したものです。繰越額は7億4,226万9,000円、事業の完了は令和8年8月を予定しております。

次の事業、2項徴税費の税務総務事務費は、先ほどの電算システム運用事業と同じく、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、110万円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、調査賦課事務費も、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、475万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、住民情報系システムの標準化が令和8年度に延期されたことと、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムとコンビニ証明発行システムの改修費用につきまして、国の補助金が令和7年度で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は2,018万5,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、3款2項老人福祉費の地域包括支援センター運営事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、105万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、地域密着型サービス拠点等整備事業は、補助採択事業者の建築確認の許可手続に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったことから1,100万円を繰り越した

もので、事業の完了は令和8年8月を予定しております。

次の事業、3項児童福祉費の児童家庭相談事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、257万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、物価高対応子育て応援手当給付事業は、子育て世帯に対して児童1人につき2万円を給付するもので、令和8年3月末までに生まれた子を対象としていることから、手当の支給が4月以降も発生するため、その費用を繰り越したものです。繰越額は201万1,000円、事業の完了は令和8年6月を予定しております。

次の事業、公立保育所運営費は、いいおか保育所の給排気ファン交換工事につきまして、製品の年度内の調達が困難となったため、354万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年6月を予定しております。

次の事業、4款1項保健衛生費の環境衛生対策推進事業は、塵芥車——いわゆるパッカー車と言われるものですが——の更新につきまして、年度内の納車が困難となったため、900万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、6款1項農業費の農業振興事務費は、地域農業構造転換支援事業補助金と担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補助金が令和7年度補正予算で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は2,490万7,000円、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、園芸生産強化支援事業は、補助採択された出荷場の建築に当たり、千葉県による建築確認の許可に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったことから、1,857万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、農業基盤整備事業は、飯岡西部の経営体育成基盤整備事業の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰り越したことから、252万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、7款1項商工費の商業活性化推進事業は、地方創生臨時交付金を活用して旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付商品券の発行事業を補助するため、5,690万円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

3ページになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰り越したことから、507万8,000円を

繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、道路新設改良事業は、三川地区の道路改良工事及び二地区の道路排水工事において、電柱の移設等に不測の日数を要したことや、岩井地区の道路改良工事において、隣接する風車の撤去工事との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は9,374万4,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、ハ地区及び後草地区の排水路整備工事において、地権者との交渉や上下水道工事との工程調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は3億6,574万円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事の区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の日数を要したことや、設計違算により、年度内に適正な工期を確保することが困難となったため、3,758万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用排水路整備工事の区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の日数を要したことや、J Rとの協議などに不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は9,650万6,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業は、道路用地購入や補償につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、251万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業は、令和8年度に実施予定であった橋梁点検業務を令和7年度の国の補助金の対象としたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は3,938万8,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、9款1項消防費の常備消防事務費は、消防本部の空調設備の改修工事につきまして、有利な起債である合併特例債を活用するため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内の完了が見込めないことから、繰り越したものです。繰越額は1億213万5,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、消防車両整備事業は、救助工作車の更新につきまして、年度内の納車が困難となったため、1億9,376万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定し

ております。

次の事業、防災体制強化事業は、住民情報系システムの標準化に伴い、災害時要援護者台帳に係るシステム改修が令和8年度に延期されたため、89万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業は、中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事につきまして、国の補助金が令和7年度で前倒し採択されたため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は2,651万8,000円、事業の完了は令和9年1月を予定しております。

次の事業、2項小学校費の小学校施設改修事業は、豊畑小学校の特別教室棟の屋上防水改修工事につきまして、合併特例債を活用するため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は935万円、事業の完了は令和8年9月を予定しております。

次の事業、3項中学校費の中学校施設改修事業は、五つの中学校の屋内運動場への空調設置工事につきまして、国の補助金が令和7年度で前倒し採択されたため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は4億8,795万7,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、4項社会教育費の海上公民館管理費は、海上公民館の変圧器の更新に当たり、新規格に適合した製品の年度内の調達が困難となったため、390万5,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、大原幽学遺跡史跡公園整備事業は、駐車場整備に係る土地購入につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、213万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金は、一つは、水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を有利な財源を活用するために繰り越したことと、もう一つは、地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料金の減免の実施時期が令和8年7月以降となったことから、繰り越したものです。繰越額は1,844万8,000円、事業の完了は令和9年2月を予定しております。

続きまして、報告第2号に入りたいと思います。

令和7年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

2 ページからになります。

この計算書は、令和 7 年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものの  
について、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は 1 事業です。

8 款 2 項道路橋梁費の谷丁場遊正線整備事業は、土地の境界確認に当たり、相続未登録者の  
追跡調査や遠方に居住する隣接地所有者との調整に不測の日数を要したため、道路詳細設  
計業務の年度内の完了が困難となったことから、繰り越したものです。表の左右中ほど、翌  
年度繰越額の欄になります。繰越額は1,485万円、事業の完了は令和 8 年 9 月を予定してお  
ります。

以上で報告第 1 号及び報告第 2 号の説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の説明は終わりました。

報告第 3 号から報告第 7 号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、報告第 3 号から報告第 7 号について説明させていた  
だきます。

初めに、報告第 3 号、令和 7 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書についてです。

2 ページをお願いいたします。

この計算書は、令和 7 年度旭市水道事業会計予算において、旭・飯岡地域基幹管路耐震化  
事業に係る継続費として、令和 6 年度から令和13年度までの 8 か年で総額 8 億870万円と定  
めた中で、令和 7 年度の年額割 1 億5,103万円のうち、支払い義務の生じなかった207万  
6,000円を翌年度へ逡次繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項  
後段の規定により報告するものです。

続きまして、報告第 4 号、令和 7 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について説明いた  
します。

2 ページをお願いいたします。

この計算書は、令和 7 年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を  
翌年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告するもの  
です。

繰越した事業は 9 事業でございます。

2 ページをお願いいたします。

建設改良費になります。

一つ目が旭配水場ポンプ施設更新工事（その５）で、先行工事の遅延により、年度内完成が困難となったため、9,110万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年10月を予定しております。

二つ目が高生地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整により、発注時期を翌年度としたため、2,255万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年12月を予定しております。

三つ目がハ地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整により、発注時期を翌年度としたため、4,070万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年12月を予定しております。

四つ目がニ地区配水管布設替工事で、国庫補助の補正対象工事として発注時期を翌年度としたため、5,856万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和９年３月を予定しております。

五つ目がイ地区配水管布設替工事で、国庫補助の補正対象工事として発注時期を翌年度としたため、4,864万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和９年３月を予定しております。

六つ目が見広地区配水管布設替工事で、関連機関との調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため、1,303万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年７月を予定しております。

七つ目が蛇園地区配水管布設替工事で、関連工事との調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため、957万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年７月を予定しております。

八つ目が旭配水場監視用ＰＣルーター交換業務委託で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、407万円を繰り越したもので、事業完了は令和８年８月を予定しております。

３ページをお願いします。

営業費用になります。

九つ目が旭配水場４号吐出弁コントロールセンター修繕業務委託で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、394万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年８月を予定しております。

続きまして、報告第５号、令和７年度公共下水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

２ページをお願いいたします。

この計算書は、令和７年度旭市公共下水道事業会計予算において、水処理施設送風機設備

更新事業に係る継続費として、令和7年度から令和8年度までの2か年で総額5,687万円と定めた中、令和7年度の年割額3,412万2,000円について、支払い義務が生じなかったため、翌年度へ逡次繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の後段の規定により報告するものでございます。

続いて、報告第6号、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてです。

2ページをお願いいたします。

この計算書は、令和7年度において支払い義務が生じなかった建設改良費を翌年度へ繰越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は1事業です。

旭市浄化センターNo.2汚水ポンプ更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、1,243万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年11月を予定しております。

続いて、報告第7号、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてです。

2ページをお願いいたします。

この計算書は、令和7年度において支払い義務が生じなかった建設改良費を翌年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は1事業です。

(R07馬渡)マンホールポンプ場制御盤更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、870万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年7月を予定しております。

以上で報告第3号から報告第7号の説明を終わります。

○議長(宮内 保) 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 向後 稔 登壇)

○総務課長(向後 稔) 報告第8号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和6年4月25日、千葉県庁立体駐車場において発生した市有自動車の接触に

よる自動車物損事故でありまして、同年7月2日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和6年度の労働保険料について、納期限を徒過したことにより延滞金が発生したものでありまして、令和7年6月19日に専決しております。

案件3は、令和7年6月1日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月9日に専決しております。

案件4は、令和7年9月21日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤとホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件5は、令和7年6月2日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月12日に専決しております。

案件6は、令和7年11月1日、旧旭市役所跡地駐車場に設置する給水設備の蓋が自動車通過時に跳ね上がり、車体下部に衝突し、破損させたものでありまして、令和8年3月16日に専決しております。

案件7は、令和8年3月4日、旭市米込地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤとホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年3月18日に専決しております。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

---

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時12分